

よくある質問

試験地に関すること

問 1																	
Q	<p>現在、東京に住んでおり、都内の事業所に勤めていますが、8月に北海道へ引っ越す予定です。</p> <p>できれば北海道で受験したいのですが、受験できますか？</p>																
A	<p>北海道では受験できません</p> <p>試験地の基準は、申込書を提出する時点の勤務地（勤務していない場合は自宅住所地）等により、以下のとおりとなります。</p> <p>【試験地の基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込日現在の勤務</th> <th>試験地の基準</th> <th>勤務地・住所地</th> <th>受験地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">受験資格対象業務</td> <td rowspan="2">勤務地</td> <td>北海道で勤務</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">北海道</td> </tr> <tr> <td>北海道以外で勤務</td> <td>勤務地</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td rowspan="2">住所地</td> <td>北海道に在住</td> <td style="background-color: #e0f2f1;">北海道</td> </tr> <tr> <td>北海道以外に在住</td> <td>住所地</td> </tr> </tbody> </table>	申込日現在の勤務	試験地の基準	勤務地・住所地	受験地	受験資格対象業務	勤務地	北海道で勤務	北海道	北海道以外で勤務	勤務地	上記以外	住所地	北海道に在住	北海道	北海道以外に在住	住所地
申込日現在の勤務	試験地の基準	勤務地・住所地	受験地														
受験資格対象業務	勤務地	北海道で勤務	北海道														
		北海道以外で勤務	勤務地														
上記以外	住所地	北海道に在住	北海道														
		北海道以外に在住	住所地														

問 2															
Q	<p>試験申込時は釧路市に住んでいるのですが、9月に転勤で札幌に引っ越す予定です。試験地を札幌会場にしてもらえませんか？</p>														
A	<p>試験地及び会場を選ぶことはできません</p> <p>試験会場は、申込時に受験資格対象業務に従事している場合は、その勤務先所在地（従事していない場合は自宅住所）に基づいて決定します。</p> <p>【試験地の基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務先所在地（または自宅の住所地）を所管する振興局</th> <th>試験地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩、空知、後志、胆振、日高</td> <td>札幌市</td> </tr> <tr> <td>渡島、檜山</td> <td>函館市</td> </tr> <tr> <td>上川、留萌、宗谷</td> <td>旭川市</td> </tr> <tr> <td>オホーツク</td> <td>北見市</td> </tr> <tr> <td>十勝</td> <td>帯広市</td> </tr> <tr> <td>釧路、根室</td> <td>釧路市</td> </tr> </tbody> </table>	勤務先所在地（または自宅の住所地）を所管する振興局	試験地	石狩、空知、後志、胆振、日高	札幌市	渡島、檜山	函館市	上川、留萌、宗谷	旭川市	オホーツク	北見市	十勝	帯広市	釧路、根室	釧路市
勤務先所在地（または自宅の住所地）を所管する振興局	試験地														
石狩、空知、後志、胆振、日高	札幌市														
渡島、檜山	函館市														
上川、留萌、宗谷	旭川市														
オホーツク	北見市														
十勝	帯広市														
釧路、根室	釧路市														

受験要件に関すること

問3	
Q	介護職員初任者研修（旧；ホームヘルパー）の資格で、介護業務に従事していました。受験要件に該当しますか？
A	介護福祉士等の法定資格がないと該当しません 平成30年度から、受験要件が見直され、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1・2級課程、旧介護職員基礎研修の資格も該当しません。

問4	
Q	国家資格は持っていませんが、相談業務に従事していました。要件に該当しますか？
A	平成30年度から受験要件が見直され、 別紙1 相談援助業務に従事する者の範囲 に記載のある施設・職種での相談業務に限り該当します。

問5	
Q	私は4月1日から事業所に勤務していますが、介護福祉士の登録日は5月15日からとなっています。実務経験に算入できる従事期間はいつからになりますか？
A	登録日の5月15日から算入できます 平成30年度から、資格取得日前の介護業務の期間・日数は算入できなくなりました。

問6	
Q	保健師の資格があり、市役所の介護保険課で、介護保険の認定調査の業務のみをしています。実務経験として算入できますか？
A	実務経験として認められません 認定調査業務は、要援護者に対する直接対人援助業務ではなく、保健師の資格に基づく業務にも該当しないため算入されません。

問7	
Q	介護福祉士の資格があり、 <u>住宅型有料老人ホーム</u> で介護業務に従事していますが、受験要件に該当しますか？
A	該当しません 住宅型有料老人ホームは、入居者が介護を必要とする場合において、外部の介護サービスの利用を受ける施設であり、介護を直接提供する施設ではありません。 (ただし、訪問介護事業所などに所属し、入居者に介護サービスを提供する場合は該当します。)

問 8	
Q	栄養士の資格を有しています。民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。受験要件として該当しますか？
A	<p>該当しません</p> <p>受験要件として、資格に基づく業務と併せて、要援護者に対する直接的な対人援助が前提となっています。その為、栄養士の業務としては、要援護者に栄養の指導・相談をする者が受験要件として該当します。</p>

問 9	
Q	薬剤師の資格を有していて、製薬会社で5年間、医薬品の研究業務をおこなっています。受験要件に該当しますか？
A	<p>該当しません</p> <p>国家資格を有していても、教育業務・研究業務・事務・営業販売などの<u>要援護者に対する直接的な対人援助</u>でない場合は受験要件に該当しません。</p>

問 10	
Q	社会福祉士の資格があり、老人施設で身体介護業務に従事しています。受験要件に該当しますか？
A	<p>該当しません</p> <p>身体介護業務は社会福祉士の資格に基づく業務ではない為、該当しません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>社会福祉士とは社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。(社会福祉士及び介護福祉士法第二条より)</p> </div>

問 11	
Q	介護福祉士の資格があつて、福祉用具専門相談員として福祉用具の販売とレンタルの業務に従事しています。受験要件に該当しますか。
A	<p>該当しません。</p> <p>福祉用具専門相談員の業務はケアマネ試験の実務経験の要件には該当しません。なお、保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・技師装具士の資格があつても、福祉用具専門相談員の業務は実務経験の要件には該当しません。</p>

問 12	
Q	介護福祉士の資格があり、通所介護（=デイサービス）で生活相談員として勤務しています。受験要件に該当しますか？
A	<p>日常的に、身体介護の業務を兼務している場合、これを証明できれば該当します 相談援助業務に<u>だけ</u>従事している場合は介護福祉士の資格に基づく業務とはいえない為、該当しません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>介護福祉士とは「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰（かくたん）吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。 （社会福祉士及び介護福祉士法の第二条第2項より）</p> </div>

問 13	
Q	スポットワーク（単発・日雇い勤務）で介護業務に勤務している場合でも、受験要件として算定できますか。
A	<p>雇用契約に基づき、保有資格に基づく直接的な対人援助業務に従事している場合は、受験要件として算定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務経験証明書の証明者について スポットワークの場合は、雇用主となる事業所またはスポットワークサービスの運営事業者のいずれが証明者となるかを、利用しているサービスの案内等で確認してください。 ・ 従事期間について 単発勤務の場合、従事期間は継続した期間とはならず、実際に従事した日ごとの日数となります。 ・ 雇用形態について 正社員、派遣、アルバイト、スポットワーク等にかかわらず、雇用契約に基づき、保有資格に基づく直接的な対人援助業務に従事している場合は、受験要件として算定の対象となります。

実務の期間・日数に関すること

問 14	
Q	試験実施前までに、従事期間5年、従事日数900日の実務経験が満たされる予定です。受験することは可能ですか？
A	<p>受験可能です</p> <p>試験日の前日までの期間を算定できます。</p> <p>ただし、申込時に実務経験証明書の【見込】で提出した従事期間の要件を満たした日以降に実務経験証明書【確定】を改めて提出する必要があります。</p>

問 15	
Q	業務従事日数は、8時間でないと1日として計算されないのですか？
A	<p>8時間に満たない場合でも1日として計算されます</p> <p>例えば、1日2時間の非常勤（登録）訪問介護など、勤務時間の短い場合も1日として計算されます。また夜勤の勤務時間が17時～10時（仮定）の場合、1日の従事日数として計算されます。</p>

問 16																																					
Q	同時期に2つの事業所にパート等で勤務した場合は、実務経験の計算はどうなりますか？																																				
A	<p>【例】 A事業所 H24.4.1～H26.3.31 B事業所 H25.4.1～H27.3.31 の場合</p> <p>業務期間の考え方</p> <p>それぞれの事業所で2年間の勤務ですが、H25.4.1～H26.3.31の1年間は重複しているため、3年間の実務期間として算定されます。</p> <p>重複期間は、A及びB事業所それぞれに、「<u>従事日数内訳（見込）証明書</u>」の作成を依頼し提出してください。 <small>4/5/20以降に配布する試験案内に綴込の様式をご使用ください</small></p> <p>従事日数の考え方</p> <p>日数の計算では、同じ日の午前と午後で別の事業所で働いた場合でも、1日の実務日数として算定されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> <th>土</th> <th>合計出勤日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A事業所</td> <td>—</td> <td>午前</td> <td>午前</td> <td>全日</td> <td>—</td> <td>午前</td> <td>午前</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>B事業所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>午後</td> <td>—</td> <td>午後</td> <td>午後</td> <td>—</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>算定できる出勤日数</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>6日</td> </tr> </tbody> </table> <p>半日でも出勤すれば算定は1日 2ヶ所に出勤しても算定は1日</p>		日	月	火	水	木	金	土	合計出勤日数	A事業所	—	午前	午前	全日	—	午前	午前	5日	B事業所	—	—	午後	—	午後	午後	—	3日	算定できる出勤日数	—	1	1	1	1	1	1	6日
	日	月	火	水	木	金	土	合計出勤日数																													
A事業所	—	午前	午前	全日	—	午前	午前	5日																													
B事業所	—	—	午後	—	午後	午後	—	3日																													
算定できる出勤日数	—	1	1	1	1	1	1	6日																													

問 17**Q**

介護福祉士の業務に、●年●月●日～●年●月●日で従事していました。
たぶん5年の実務経験はあると思うのですが、受験要件を満たしていますか？

A**5年かつ900日の実務経験があれば該当します**

5年とは、受験要件の該当する業務に従事した従事期間のことであり、900日とは、その5年の従事期間のうち、実際にその業務に従事した日数〔休日・休暇（有休含む）、研修、休職等を除いた日〕のことです。

なお、受験要件の期間・日数等の確認は、電話等では回答できません。

受験要件に該当する期間や日数等は、実務経験証明書の書類をもって審査をさせていただきます。

※本協会 HP にある従事期間（5年=1,825日）を計算できるツール『従事期間計算表』をご活用ください。

→<http://www.do-kaigoshien.jp/keisan/tool.html>

従 事 期 間
計 算 ツ ー ル

**問 18****Q**

病院で20年間、看護師として働いていますが、すべての勤務期間の日数を証明する必要がありますか。

病院から、10年以上前の記録は保管していないといわれました。

A

本来、勤務記録がない実務について実務経験を証明することはできませんが、現在保管されている記録に基づき、従事期間5年(=1,825日)と従事日数900日の確認ができれば、保管されている記録の期間と日数で証明していただいで問題ありません。

提出書類に関すること

問 19	
Q	実務経験証明書を用意したいのですが、証明してもらう様式は決まっていますか？
A	<p>決まっています</p> <p>試験案内に実務経験証明書の様式が示されていますので、その様式をコピーするか、本協会の HP から様式をダウンロードして、証明者に実務経験の証明を依頼してください。</p> <p>ただし、この様式は試験案内配布日（5/18）からしか配布・公開されませんので、現時点では、実務経験証明書の準備はできません。</p> <p>証明者に試験案内配布日（5/18）以降に証明を依頼する旨を、あらかじめ伝えておく等、事前に実務経験証明書取得の準備を進めておくことをおすすめします。</p>

問 20	
Q	過去に北海道で受験して不合格でした。今年も受験をしたいと思いますが、また受験資格（実務経験証明書・資格証）を提出する必要がありますか？
A	<p>平成 29 年度までに受験した方→必要です。</p> <p>平成 30 年度から受験要件が改正されているため、平成 29 年度以前の<u>受験票もしくは合否通知の原本</u>では証明できません。実務経験証明書・資格証等を改めて提出していただくことになります。</p> <p>平成 30 年度以降に受験した方→平成 30 年度以降の受験票もしくは合否通知の原本を提出することで証明書に代えることができます。</p> <p>※もし合否通知、受験票を紛失した場合は → https://www.do-kaigoshien.jp/examination/funshitsu</p>

問 21	
Q	氏名が変わって、実務経験証明書と申込書の氏名が違う場合はどうしたら良いですか？
A	氏名の変更が確認できる、戸籍抄本の原本を申込書類と一緒に提出してください。

問 21**Q**

看護師の資格を取得して4年になりますが、准看護師としての勤務期間を通算すると、5年以上（900日以上）になります。この場合、看護師の免許証の写しだけを添付すればよいのでしょうか？

A

看護師免許と准看護師免許の写しが必要です

准看護師と看護師の従事期間を合算しなければ受験要件を満たさないため、両方の免許証の写しの添付が必要となります。

証の裏面に登録年月日が記載されている場合があります。その際は、必ず裏面の写しも併せて添付してください。

問 22**Q**

受験申込みにあたり、実務経験証明書は受験資格を満たす期間のものがあれば1枚でもよいですか？それとも、これまでの実務経験すべてを申告する必要がありますか？

A

受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出いただければ、すべての実務経験を申告いただく必要はありません。

受験資格を満たす期間（5年以上かつ900日以上）を証明できれば、勤務先1カ所の証明書1枚で構いません。

反対に、受験資格を満たす期間を証明するために複数の勤務先の証明が必要であれば、その必要な枚数を添付してください。

問 23**Q**

個人開業で鍼灸院を営んでいます。

自分が受験するにあたり「実務経験証明書」の証明を自分自身で行ってよいのですか？

A

基本的に、証明は所属先の長が行いますが、受験者自身がその立場にある場合は実務経験証明書と一緒に以下の書類を添付してください。

開業許可書、認可、開設届、指定通知書、業務委託契約書など（写し）

※公的な書類から、受験者の氏名、開業している施設の名称と開設地（=住所）、開業日等を確認します。

なお、提出された書類以外にも、審査の段階で追加提出を求める場合があります。

廃業に関すること

問 24

Q

勤務していた事業所が廃業してしまい、実務経験証明書を作成してもらえません。この場合、どのような手続きをとれば受験ができますか？

事業所が廃業しているため、実務経験証明書を作成してもらうことが困難な場合は、以下を参考にしてください。
※なお、この取り扱いは、廃業（閉鎖）した事業所、または書類の保存期間が経過して廃棄されている等の、証明できない場合の実務経験の有無を確認する場合の対応です。
※提出された書類以外でも、審査の段階で追加提出を求める場合があります。

当時の理事長や施設長、事務長等の事業所を代表する方が、あなたの勤めていた時の勤務実績を確認できる書類（雇用契約書、出勤簿、勤務記録等）を保管している。

はい

いいえ

当時の責任者や破産管財人などが、当時の勤務記録や出勤状況、業務内容のわかる書類を有し、その実務経験を証明できる場合には、その方（個人）に実務経験証明書を発行していただいても構いません。

ただし、その場合には、証明者の立場を確認できる書類（公的機関に提出し、收受された事業所開設届や廃止届など）を添付していただく必要があります。

【審査に必要な書類】

- ①実務経験証明書（様式3-1）
※証明印は証明者の個人印で発行
- ②事業所の開業日及び廃業日がわかる書類（事業所開設届や廃止届）
- ③実務経験証明書証明者が当該事業所に所属していたことがわかる書類（職員機構図、職員名簿等）

1 下記①～④の内容のすべてを確認できる書類をご自身で保管している。

- ①従事期間
- ②従事期間における従事日数
- ③職種
- ④業務内容

※①～④は「実務経験証明書」で必要とされている項目です。

（例：給与明細書、シフト表、雇用契約書、過年度の実務経験証明書等）

2 下記の①もしくは②のいずれか準備できる

- ①（廃業の場合）
廃業したことが確認できる書類を提出できる（例：廃業届等）
- ②（書類の保存期間が経過している場合）
勤務実態を確認できる書類を保存していない事を現事業所に証明を依頼できる

はい

※上記1および2の書類が準備できる

いいえ

当該事業所での期間の算定は **不可能**です。

保管されている書類が審査不可と判断した場合。

北海道介護支援専門員協会に連絡してください。

TEL:011-596-0392 / FAX:011-596-0392

自身が保管されている書類が審査可能か協議させていただきます。保管されている書類で受験要件を確認できない場合は、当該事業所での期間は算定できません。

保管されている書類が審査可能と判断した場合。

自身が保管されている、給与明細書、雇用契約書等をもとに申告してもらうことにより「実務経験証明書」に代えて審査することが可能になります。

A